

告示

埼玉県告示第六百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
安孫子医院	春日部市粕壁二―五―一	平成三十年十二月三十一日
浅子小児科医院	春日部市粕壁一―四―五〇	平成三十年三月三十一日
とよはる耳鼻咽喉科	春日部市上蛭田六四九ウエルシア二F	平成三十一年二月二十六日
石井外科胃腸科医院	飯能市本町四―一七	令和元年八月三十日
おかもと腎クリニツク	桶川市泉二―一九―五〇東急ドエル桶川ビレジ一号楼	令和元年八月三十一日
医療法人弘仁会 遠井医院	北本市北本一―一四〇	令和元年八月三十一日
鶴瀬らいおん歯科	富士見市羽沢一―三一―三本邑ビル二階	令和元年七月十日
医療法人社団真幸会スマイル歯科	ふじみ野市大原二―一―三〇イトーヨーカドー上福岡東店二F	令和元年八月三十一日
医療法人社団石黒歯科医院 大和歯科診療室	坂戸市千代田三―二二―一三	令和元年十月二日

